

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税・森林環境税賦課に関する事務 基礎項目 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、個人住民税・森林環境税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

刈谷市長

## 公表日

令和7年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・森林環境税賦課事務
②事務の概要	<p>地方税法・条例等に基づき、市県民税額及び森林環境税額の賦課に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 住民・国税庁・企業・年金保険者・地方公共団体から提出された、市県民税申告書・確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等を受領する事務            (2) 受領した課税資料を確認し、紙の課税資料については業者に委託して電子データ化する事務            (3) 課税資料の電子データを個人住民税システムに取り込む事務            (4) 個人を特定する事務            (5) 市県民税額を計算し、森林環境税額と合わせて賦課する事務            (6) 他自治体の資料を該当する自治体に回送する事務            (7) 納税義務者、特別徴収義務者に税額を通知する事務            (8) 賦課情報を番号連携システムに連携する事務            (9) 所得課税証明書を交付する事務</p>
③システムの名称	1 個人住民税システム 2 国税連携システム 3 地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) 4 番号連携システム 5 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税・森林環境税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172及び173の項            【情報照会の根拠】            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所総務部税務課 電話番号 0566-62-1205
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所総務部税務課 電話番号 0566-62-1205
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [ 10万人以上30万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [ 発生なし ]

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①住民・国税庁・企業・年金保険者から提出された、市県民税申告書・確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書を受領する。	(1)住民・国税庁・企業・年金保険者・地方公共団体から提出された、市県民税申告書・確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書を受領する事務	事前	事務の見直しを行ったため
平成27年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 番号法第19条第7号及び別表第2 (2)別表第2における情報提供の根拠		「85の2」の追加	事前	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布のため
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 宮田 孝裕	税務課長 加藤 雄三	事前	事後で足りるものの任意に提出
平成29年1月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 番号法第19条第7号及び別表第2 (2)別表第2における情報提供の根拠		「38」の追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正のため)
平成29年1月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (2)情報提供の根拠		「22の2、24、26の3、43の3、43の4、44の2、49の2、59の2、59の3」の追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (2)情報提供の根拠		削除(22の2) 追加(22の3、22の4、24の2、24の3、31の2、31の3)	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 加藤 雄三	税務課長 寺田 浩司	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 番号法第19条第7号及び別表第2 (2)別表第2における情報提供の根拠		「20」「53」の追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正のため)
平成31年4月10日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (2)情報提供の根拠		「14」と「27」の追加	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正のため)
平成31年4月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 寺田 浩司	税務課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (2)情報提供の根拠		「59の2の2」の追加	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号 「30、121」の追加	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 1 番号法第19条第8号及び別表第2 (2)別表第2における情報提供の根拠	31の2 44の2	31の2の2 44の5 「39の2」、「59の4」を追加	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (2)情報提供の根拠		「50、59の2」の削除 「59の2の3」の追加	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	表紙 評価書名 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言  I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ①事務の名称②事務の概要 2. 特定個人情報ファイル名		「森林環境税」の追加	事後	重要な変更にあたらない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない
令和6年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称	統合番号連携システム	番号連携システム	事後	重要な変更にあたらない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない
令和6年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(以下「番 号法」と いう。) 第9条第1項及び別表第1の16項 2 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第1の 主務省令 で定める事務を定める命令 第16条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 とい う。)別表24の項	事後	重要な変更にあたらない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 (1)別表第2における情報照会の根拠 27の項 (2)別表第2における情報提供の根拠 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、 39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、 84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、 116、117、120、121の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 20条 (2)情報提供の根拠 1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、 24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、 38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、 55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、 66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、 115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、 155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、 172及び173の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月23日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月23日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表24の項	番号法別表24の項	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない